

北本市消費生活相談あれこれ(35)

通信販売にはクーリング・オフは適用されません

テレビショッピングでエアロバイクを購入。足の運びがスムーズに出来ないで、通販会社に伝えると「未使用に限り返品を受ける」と断られた。納得できないので、送料着払いで返品したところ、運送会社から通販会社に受け取り拒否されたと連絡があった。クーリング・オフ制度はないのか、という相談が寄せられました。

広告等を見て自分から申し込む通信販売では、訪問販売のような不意打的な要素がないので、クーリング・オフ制度の適用はありません。しかし、特定商取引法では、広告に返品の特約に関する記載を定めていて、原則、その特約に従うこととなります。

当該通販会社では、「未使用に限り、商品到達後8日間は送料購入者負担で返品可能」との返品特約を設けており、相談者が返品特約を確認しなのまま送料着払いで返品した事が問題でした。

しかし、商品によっては使用してみなければわからないものもあるので、相談員から相談者の返品理由を伝えた結果、返品が認められ、支払済みの購入代金から送料を差し引いた金額が返金され解

決しました。

TV放映、カタログ等のDM、折込チラシ、インターネット等を利用した、いわゆる通信販売は利用者が増加するとともに、商品が届かない、イメージが違った等のトラブルも増加しています。

実物を確認することができないので、素材、機能や特性などの商品説明のほか返品に関する事項を確認することが大事です。

また、料金の前払いはできるだけ避けるようにしましょう。

◆相談窓口

○北本市消費生活センター(電話での相談も受け付けます)
毎週月から金曜日(祝日、年末年始を除く)午前10時から正午 午後1時から4時(市民課市民相談担当・直通591-5529)

○埼玉県消費生活支援センター
毎週月から土曜日(祝日、年末年始を除く)午前9時30分から午後4時(8048-261-099)

○全国消費生活相談員協会「週末電話相談」毎週土・日曜日 午前10時から正午 午後1時から4時(803-3448-1409)

北本あんぜん情報・第61号

子どもを守る安全対策!

夏休み中、子どもたちは開放的になり、外出する機会が多くなっています。

この時期、子どもを狙った犯罪も増えてきます。

不審者は子どもが一人になる時を狙って「お菓子をあげるから」「お母さんが呼んでいるよ」「道を教えて」などと声をかけて近づき、危害を加えたり、連れ去ろうとします。

このような声かけ事案は市内でも発生しています。

子どもたちを犯罪から守るために、家庭内で次のことを子どもたちにも約束させましょう。

- ・一人にならない
- ・知らない人について行かない
- ・大きな声で助けを呼ぶ
- ・誰とどこで何時まで遊ぶか家の人に話す

夏季の侵入盗に注意!

暑さが厳しいこの時期、自宅の窓を開けたまま外出していませんか?

泥棒は、そんなあなたの、ちょっとした「隙」を狙っています。

・近所に買い物に行く短時間だから

ら

- ・洗面所、トイレ、お風呂等の小さな窓だから
- ・二階のベランダだから
- と、安心してはいけません。

泥棒はどこからでも侵入してきます。

短時間の外出でも、必ず戸締りをお願いします。

振り込め詐欺被害防止

振り込め詐欺が後を絶ちません。

・息子や孫を騙り、携帯電話の番号が変わった

・警察官や銀行協会を騙り、通帳・キャッシュカードを預かります

・年金事務所や市役所職員を騙り、還付金があります

等の電話は、振り込め詐欺です。被害に遭わないよう、必ず家族や警察に相談してください。

e防メールサービスを
ご利用ください。

アドレス

ebouhan@soho-salon.com

QRコード

